

# 新人看護職員職場内研修事業費補助事業について

## 1 概要

看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部が改正され、看護職員の研修についての責務規定が明記されました。この法改正を受け平成 21 年 12 月に新人看護職員研修ガイドラインが制定（平成 26 年 2 月改訂）され、平成 22 年度より、新人看護職員研修に係る補助事業が開始されました。

## 2 補助の内容

### ◆新人看護職員研修事業◆

新人看護職員が基本的な臨床実践能力を獲得するための研修を実施することにより、看護の質の向上及び早期離職防止を図ることを目的とする。

#### 【新人看護職員研修事業】

（事業内容）新人看護職員研修ガイドラインに沿って実施する研修の実施

（補助先）病院等、（補助率）1 / 2

（対象経費）研修責任者経費、教育担当者経費、講師等謝金、旅費、備品購入費など

#### 【医療機関受入研修事業】

（事業内容）新人看護職員が少なく自施設で単独で完結した研修が困難な施設が活用できるよう、病院内の新人看護職員研修を公開し、他の病院等の新人看護職員を公募により受け入れた研修の実施（複数月で実施）

（補助先）病院等、（補助率）1 / 2

（対象経費）教育担当者経費、消耗品費、備品購入費など

#### 【多施設合同研修】

（事業内容）独自にOJT研修を実施できない病院等の新人看護職員を対象とした合同研修（10人以上）の実施（複数月で実施）

（補助先）新人看護職員研修を行う団体等、（補助率）1 / 3

（対象経費）講師等謝金、消耗品費、施設使用料等

## 3 補助事業の流れについて

各病院		県
① 事業計画書	提出 →	提出期限 (令和5年4月28日)
通知日 (令和5年11月 日付け)	← 通知	② 内示通知
③ 申請書	提出 →	提出期限 (令和5年12月8日)
時期未定	← 通知	④ 交付決定
⑤ 実績報告書	提出 →	提出期限 (令和6年4月5日)
時期未定	← 交付	⑥ 補助金交付

今回の通知

#### 4 申請書等の提出について

様式等は、神奈川県ホームページよりダウンロードしてください。

##### 【様式等掲載ホームページ】

神奈川県医療課 「新人看護職員研修補助事業について」

[http://www.pref.kanagawa.jp/docs/t3u/ent/f5510/shinjinkango\\_hojokin/index.html](http://www.pref.kanagawa.jp/docs/t3u/ent/f5510/shinjinkango_hojokin/index.html)

##### 【提出物】

- 1 令和5年度神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金交付申請書（様式1）
- 2 役員等氏名一覧表（様式1付表）
- 3 歳入・歳出予算書
- 4 口座振込申出書

※ 県のホームページから様式をダウンロードしてください。

##### 【提出方法及び提出期限】

**送付先** 〒231-8588（専用郵便番号のため住所記載不要）

神奈川県健康医療局医療課人材確保グループ 新人研修補助担当 宛

役員等氏名一覧表（様式1付表）のみ電子メールも併せてご提出ください。様式はPDF化等  
はせず、Excelファイル形式でメールに添付してください。

また、件名を<整理番号><施設名>新人補助としてください。

送信先 [chiho-kanjin@pref.kanagawa.lg.jp](mailto:chiho-kanjin@pref.kanagawa.lg.jp)

**令和5年12月8日（金） 必着**

##### 【問合せ先】

神奈川県健康医療局 医療課 人材確保グループ 萩原

TEL：045-210-4759（直） FAX：045-210-8858

◆新人看護職員研修（多施設合同研修以外） 補助金交付額◆

基準額	対象経費	補助率
<p>次の(1)から(3)により算出された額の合計額とする</p> <p>(1) 研修経費                      ア 新人看護職員が1名のとき 440 千円                      (ただし、新人保健師研修・新人助産師研修のいずれかを含む場合 586 千円とする。)                      イ 新人看護職員等が2名以上のとき 630 千円                      (ただし、新人保健師研修・新人助産師研修のいずれかを含む場合 776 千円、新人保健師研修・新人助産師研修の両方を含む場合 922 千円とする。)</p> <p>(2) 教育担当者経費                      新人看護職員等5名以上の場合に5名増すごとに215千円</p> <p>(注)                      新人看護職員数等の人数は、当該年度の4月末日現在に在職している新人看護職員、新人保健師及び新人助産師であって、それぞれの研修に参加する人数とし、上限を70名とする。なお、新人看護職員研修、新人保健師研修又は新人助産師研修の複数の研修を実施する施設において、複数の研修に参加する者は、1名として計上する。</p> <p>(3) 医療機関受入研修事業                      ア 1名～4名を受け入れる場合                      1施設あたり 113 千円                      イ 5名～9名を受け入れる場合                      1施設あたり 226 千円                      ウ 10名～14名を受け入れる場合                      1施設あたり 566 千円                      エ 15名～19名を受け入れる場合                      1施設あたり 849 千円                      オ 20名以上受け入れる場合                      1施設あたり 1,132 千円                      カ 受け入れる新人看護職員数が20名を超える場合                      1名増すごとに 45 千円</p> <p>(注)                      1 医療機関受入研修事業は複数月で実施すること。                      2 医療機関受入研修事業における受入人数については、1人当たり年間40時間で1人とし、上限は30人とする。なお1人40時間に満たない場合は、複数人で40時間となれば1人とする。</p>	<p>新人看護職員研修事業の実施に必要な研修責任者経費（謝金、人件費、手当）、報償費、旅費、需用費（印刷製本費、消耗品費、会議費、図書購入費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費、賃金（外部の研修参加に伴う代替職員経費）</p> <p>新人看護職員研修事業の実施に必要な教育担当者経費（謝金、人件費、手当）</p> <p>医療機関受入研修事業の実施に必要な教育担当者経費（謝金、人件費、手当）、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	<p>2分の1</p>

※算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

1. 上表の基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
2. 1により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
3. 2により選定された額に補助率（1/2）を乗じて得た額を交付

最終ページに算定方法の具体例を記載

◆新人看護職員研修（多施設合同研修） 補助金交付額◆

基準額	対象経費	補助率
(1) 新人看護職員等が10名～14名のとき 339千円 (2) 新人看護職員等が15名以上の場合に5名増すごとに113千円  (注) 1 新人看護職員多施設合同研修事業は複数月で実施すること。 2 新人看護職員等の人数については、1人当たり年間40時間で1人とし、1人40時間に満たない場合は、複数人で40時間となれば1人とする。	多施設合同研修の実施に必要な教育担当者経費（謝金、人件費、手当）、報償費、旅費、需用費（印刷製本費、消耗品費、会議費、図書購入費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費	3分の1

※算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

1. 上表の基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
2. 1により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
3. 2により選定された額に補助率（1／3）を乗じて得た額を交付

## 新人看護職員研修事業補助(多施設合同研修以外)の算定の具体例

- 「研修経費」、「教育担当者経費」、「受入研修経費」の3項目を合算したのちに合計額を比較します。
  - 「研修経費」は保健師研修、助産師研修を実施する場合、基準額が変わります。
  - 「教育担当者経費」は新人看護職員が5人以上いる場合のみ計上できます。
  - 「受入研修経費」は他の医療機関から新人看護職員を受け入れて研修を施している場合のみ計上できます。
- ※ なお、実支出額は消費税込みの金額で計上してください。

(例)・新人看護職員(保健師・助産師含む)が計5人の病院で、外部からの研修受入1名(40時間)  
 ・実支出額は研修経費900千円、教育担当者経費200千円、受入経費100千円

### ①看護職員研修のみ

項目	基準額	実支出額
(1) 研修経費	630千円	900千円
(2) 教育担当者経費	215千円	200千円
(3) 受入研修経費	113千円	100千円
補助対象額	計 958千円	< 計 1,200千円

↓低い方の1/2(千円未満切り捨て)

**補助額 479千円**

### ②保健師研修・助産師研修のいずれかを含む場合

項目	基準額	実支出額
(1) 研修経費	776千円	900千円
(2) 教育担当者経費	215千円	200千円
(3) 受入研修経費	113千円	100千円
補助対象額	計 1,104千円	< 計 1,200千円

↓低い方の1/2(千円未満切り捨て)

**補助額 552千円**

### ③保健師研修・助産師研修の両方を含む場合

項目	基準額	実支出額
(1) 研修経費	922千円	900千円
(2) 教育担当者経費	215千円	200千円
(3) 受入研修経費	113千円	100千円
補助対象額	計 1,250千円	> 計 1,200千円

低い方の1/2(千円未満切り捨て) ↓

**補助額 600千円**